

急傾斜地崩壊防止施設の撤去等に関する取扱要領に係る運用

第2項（定義）関係

県が施行した急傾斜地崩壊防止工事とは、公共及び県単事業で施行した施設のいずれも対象となるものである。

第3項（撤去等承認の申請）関係

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の行為許可申請と施設撤去等の承認申請は、原則として同時に行なうものとし、センターにあっては、行為許可と同様に撤去等の承認についても、センター所長で専決し、事務所長名で執行するものとする。

これは、行為許可も撤去等の承認も、いずれも所長が行うものであること、また、既存施設の撤去等の行為の適否も含めて審査しなければ、既存施設の撤去等の承認の判断も十全にはできないためである。

但し、行為許可申請の「標準処理期間」との関係でいえば、既存施設の撤去等の承認は、申請者以外の財産所有者の施工同意にほかならず、当該撤去等の承認の処理にかかる期間は、必要な書類が不備である状態、つまり、補正を求められている期間として、標準処理期間からは除かれる期間となる。

- (2) 宅地開発者等とは、宅地開発等により既存施設の撤去等を行おうとする者とされているが、具体的には、当該宅地開発等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。

第4項（撤去等承認の時期）関係

上記3における考え方を具体化したものであり、所長は、法第7条第1項の行為許可申請の内容と撤去等承認申請の内容との双方について、並行して審査するものとする。

第5項（撤去等承認の基準）関係

これまで取扱要領では、施設の財産価値の消滅に着目して、施設の撤去等について規定していたが、今回の改正で、施設の撤去等の可否については、当該地において急傾斜地の崩壊防止機能が継続するか否かで判断することとした。

このため、「急傾斜地を除去することにより施設が不要になる場合」も代替施設を求めることなく撤去等を承認することとした。

また、「既存施設の上空等を構造物等で覆うことにより県の施設管理が不可能になる場合」、施設は撤去されないが、県による施設管理が不可能になるため、撤去等の中にも含めることとした。

なお、この場合には、県が引続き管理していく施設と、撤去等により宅地開発者等に管理を移管する施設が明確になるよう、それぞれの施設の間を縁切りする等の処置を実施させるとともに、同者と施設の管理を県から移管する旨の覚書を取り交わして、「県は、施設の管理について一切の責任を負わないこと」を確認する必要がある。

また、移管後も、移管を受けたものが、施設の一部を破壊して、架橋のために橋脚を立てるような場合や適切に管理を行わず施設の崩壊を招くおそれがあるような場合については、急傾斜地法第7条及び第9条により指導することが必要であることから、引き続き、急傾斜地崩壊危険区域の指定を維持するものとする。

既存施設の撤去等の承認を行うに当たり、許可を受ける見込みがあるものとして考慮すべき「他法令」とは、当該宅地開発等に伴って許可を受ける必要がある開発関係の諸法令をいい、具体的には都市計画法（昭和43年法律第100号）、都市公園法（昭和31年法律第79号）、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）等をいう。

第6項（撤去等承認の協議等）関係

所長から河川下水道部長への協議は、急傾斜地崩壊防止施設撤去等承認申請書（添付書類含む。）の写し及び既存施設の撤去等に係る行為許可申請に関する技術審査書の写しを添えて行うものとする。

国の補助により設置した施設の撤去等については、「河川所管補助事業等に係る財産処分承認基準」に基づき河川下水道部長が、国と協議を行なう。

また、河川下水道部長は、この協議に際し「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の承認が必要である場合には、その手続を、補助事業完了後10年を経過した補助対象財産であり、報告で足りる場合にはその報告を行なう。

国庫納付については、国土交通省関東地方整備局に問い合わせたところ、「承認基準により、個別に判断すべき事項であるため、個々の申請に対して承認の回答をする。」との前提で、「民間開発等により急傾斜地崩壊防止施設が撤去された場合でも、斜面が民間等の施工した同等以上の施設で安全確保ができる場合等で、個別に地方整備局長が認めるものについては国庫納付を要さない。」と考えられるとの回答を得た。

このことから、これまで、他の箇所への代替施設の設置を求めていたことを国に申請してその承認内容に従うこと（県単で施行した施設についてはこれに準ずる。）に改める改正を行うこととした。

なお、上記の国の見解によれば、「施設の撤去等により安全確保ができない場合」は、国庫納付が必要となるが、このような場合については取扱要領第5項により撤去等の承認はできないこととなっている。

したがって、国庫納付が必要な場合には撤去等の承認は行わない。